# 令和7年度

# （第3期）中期経営改善計画に関する経営評価

令和8年（2026年）8月

一般社団法人滋賀県造林公社

# 令和7年度中期経営改善計画に関する経営評価


**経営評価について** ････ 1

**項目別評価**

**Ⅰ 森林整備に関する事項** ････ 2
①採算性判定の実施
②保育間伐
③枝打
④病害虫獣防除
⑤環境林整備
⑥Ⅱ作業道(開設)
⑦Ⅱ作業道(拡幅・補修)
⑧Ⅲ作業道(開設・補修)

**Ⅱ 木材の生産および販売に関する事項** ････ 6
①分収造林事業(伐採面積、木材生産量、伐採収益)
②モニタリング調査
③分収育林事業(伐採面積、木材生産量、伐採収益)
④木材流通センターと連携した販売割合
⑤びわ湖材証明の発行割合
⑥C材に特化した販売を行う事業地数
⑦木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数

**Ⅲ 財務状況の改善に関する事項** ････ 10
①分収割合の変更
②不採算林の解約
③契約期間の延長
④償還財源(分収造林事業)
⑤償還財源(分収育林事業)

**Ⅳ 組織体制の改善に関する事項** ････ 13
①技術研修等の実施

**Ⅴ その他経営の改善に関し必要な事項** ････ 15
①公社林における$CO_2$吸収認証量
②企業等と連携した森林づくりの取組数
③Jークレジット認証量

**全体評価** ････ 18

## 経営評価について

### 1 評価の趣旨

「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」(平成21年３月30日滋賀県条例第29号)および「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則」(平成21年４月１日滋賀県規則第24号)に基づき、一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)は、毎事業年度終了後、経営に関する事項について経営評価を行う。

経営評価は、中期経営改善計画(以下「中期計画」という。)および長期経営計画の達成ならびに公社の健全な経営の確保を目的とするとともに、これらの計画の見直しや次期中期経営改善計画の策定に資することを目的とする。

### 2 経営評価の方法等

(1) 毎事業年度の計画について、中期計画に掲げる項目ごとに実績を明らかにしたうえで、達成状況の評価(項目別評価)を行うとともに、その要因を分析する。

(2) 項目別評価の結果を踏まえ、全体的な評価(総合評価)を行うものとする。

(3) 評価の結果から中期計画の達成に必要があると認められる場合は、事業の内容や実施方法の改善・充実、さらには中期計画の見直し等の必要な措置を明らかにするものとする。

(4) 中期計画期間の終了年度においては、(1)から(3)による評価に加え、中期計画の達成状況および長期経営計画の達成見込み等について、評価を行うものとする。

(5) 評価に当たっては、外部の有識者からなる経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえるものとする。

小項目は、計画を達成できたか否かで評価し、その要因を分析するものとする。また、計画を達成できなかった項目については、対応策も検討するものとする。大項目は、小項目を全て達成できたか否かで評価するものとする。

小項目ごとに、各項目が寄与する分野として、「公益的機能：公益的機能の発揮」、「収益：収益の確保・向上」、「森林・林業：滋賀県の森林・林業への貢献」のいずれかを記入するものとする。なお、複数の分野が該当する場合は、主要な1分野のみを記入するものとする。

## Ⅰ　森林整備に関する事項

### 小項目別評価

| 項目 | | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ① | 採算性判定の実施 | 第4期中期計画における具体的な伐採計画を策定するため、森林資源管理台帳と現地踏査等により、事業地の採算性判定を行う。 | 【収益】 | 計画 | ― | ― | ― | ― | 第4回判定 | ○ | 100% | 令和6年度～7年度に行われた分収造林事業のあり方検討のため、航空レーザ計測解析結果等を活用し、すべての事業地を対象に採算判定を行うこととした。この結果,採算林面積は、長期計画の2割程度であることが判明したところ。<br>なお、第4期中期計画期間中に伐期を迎える事業地について、航空レーザ計測解析結果に加えて現地踏査により採算性判定を行い、第4期中期計画に反映した。 | |
| | | | | 実績 | ― | ― | ― | ― | 第4回実施 | | | | |
| ② | 保育間伐 | 琵琶湖の水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の持続的発揮に向け、事業地の状況に応じた間伐を行う。 | 【公益的機能】 | 計画（ha） | 100 | 100 | 90 | 110 | 100 | ○ | 112% | 航空レーザー計測の解析データ等を活用して前年度から計画的に調査を行い、現地状況を正確に把握するなど計画精度の向上を図り、必要な林分で保育間伐を実施した。 | |
| | | | | 実績（ha） | 112 | 35 | 102 | 131 | 112 | | | | |

| 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ③枝打 | 良質材の生産や下層植生の生育促進による表土流失を防止するため、枝打を実施する。 | 【公益的機能】 | 計画（ha） | 10 | 10 | 8 | 11 | 11 | ○ | 100% | 各事業地で生育状況等の現地調査を行い、必要な林分で枝打を実施した。 | |
| | | | 実績（ha） | 13 | 10 | 10 | 11 | 11 | | | | |
| ④病害虫獣防除 | シカ･クマ等の剥皮被害を防止し健全な森林を守るため、テープ巻きを実施する。 | 【公益的機能】 | 計画（ha） | 100 | 110 | 105 | 85 | 100 | × | 82% | 周辺地域の剥皮被害状況を踏まえ、主伐および保育間伐の実施に合わせて事業地を選定してきたが、主伐事業の一部が翌年度へ継続となったため、本年度の実績は計画量を下回る結果となった。 | 早期の事業着手、完了に努めるとともに、不測の事態に備え、代替となる事業地を確保することにより、計画的に事業を実施する。 |
| | | | 実績（ha） | 105 | 112 | 121 | 99 | 82 | | | | |
| ⑤環境林整備 | 将来的に針広混交林化を図るため、解約予定森林においても光環境の改善のために間伐を行う。 | 【公益的機能】 | 計画（ha） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | × | 12% | 事業計画地を再精査し、想定以上に獣害や気象害等による針広混交林化が進んでいる区域を事業対象から除外したことから、計画量を下回る結果となった。 | 航空レーザー計測の解析データ等を活用した対象事業地の再検討により、針広混交林化への誘導を必要とする区域を選定し、第4期計画に反映させることとした。 |
| | | | 実績（ha） | 60 | 122 | 47 | 27 | 12 | | | | |

| | 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑥ | Ⅱ作業道（開設） | 森林管理や木材生産に必要な作業道等を整備する。 | 【収益】 | 計画（m） | 19,000 | 18,000 | 18,000 | 15,000 | 22,000 | × | 95% | 一部の事業地において、地元調整等に不測の時間を要したため、次年度へ継続となり、当年度の事業量が減少したこと等から、計画を下回る結果となった。 | 主伐事業等が翌年度へ継続する可能性がある場合等に備え、代替となる事業地を確保し、計画的に事業を実施する。 |
| | | | | 実績（m） | 22,579 | 18,123 | 27,403 | 26,743 | 20990 | | | | |
| ⑦ | Ⅱ作業道（拡幅・補修） | | 【公益的機能】 | 計画（m） | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | ○ | 1779% | 事業地の奥地化に伴い、経過道の不陸整正など、軽微な補修を想定以上に実施する必要が生じた。 | |
| | | | | 実績（m） | 568 | 573 | 302 | 1,044 | 3557 | | | | |
| ⑧ | Ⅲ作業道（開設・補修） | | 【公益的機能】 | 計画（m） | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | ○ | 363% | 事業地の奥地化に伴い、経過道の不陸整正など、軽微な補修を想定以上に実施する必要が生じた。 | |
| | | | | 実績（m） | 883 | 1,922 | 304 | 760 | 1089 | | | | |

※　Ⅱ作業道：幅員が1.8m～2.5mの作業道（林業専用運搬車等が通行）、Ⅲ作業道：幅員が2.5m～3.0mの作業道（トラック等が通行）

【評価の基準】 ○：計画を達成できた　×：計画を達成できなかった　－：評価対象外

| Ⅰ　森林整備に関する事項 |
|---|

大項目別評価

| 小項目の達成状況 | 評価 | 公社自己評価 |
|---|---|---|
| （達成できた項目）5項目 ／ 8項目（評価対象項目） | × | 環境林整備については、事業計画地を再精査し、想定以上に獣害や気象害等による針広混交林化が進んでいる区域を事業対象から除外したことから、計画量を下回る結果となった。<br>しかし、環境林整備の目的は不採算等により解約を予定している事業地において間伐を実施し、針広混交林へ誘導することで、水源かん養等の公益的機能の持続的発揮を目指すというものであるので、目的は達成されているものと考える。第４期計画では、航空レーザー計測の解析データ等を活用し、必要な区域を選定しており、針広混交林化に向け、より確実に事業を実施することとしたい。<br>病害虫獣防除、作業道開設延長については、一部の事業地において、地元調整等に不測の時間を要したため、次年度へ継続となり、当年度の事業量が減少したこと等から、計画を達成できなかった。今後は早期の事業着手・完了や代替となる事業地を確保すること等により計画的な事業執行に努める。また事業地の奥地化に伴い、車両系搬出が可能な事業地が減少していくことから、安定的な事業量確保等のため、架線技術等の多様な搬出方法の導入にも積極的に取り組む。 |

【評価の基準】 ○：評価対象項目を全て達成できた　×：評価対象項目をひとつでも達成できなかった

| 評価委員会の意見 |
|---|
| ○　達成ができなかった環境林整備については、獣害等による被害によって針広混交林化が進み、結果として作業の必要性がなくなったものであり、特に問題はない。ただ、獣害による皮剥ぎ被害が、広葉樹にも及ぶ場合は公益的機能に問題が生じることから、引き続きモニタリングを実施されたい。 |

## Ⅱ　木材の生産および販売に関する事項

### 小項目別評価

| 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ① 分収造林事業 | 51年生に達した森林を順次伐採して木材生産を行う。伐採方法は、森林の持つ公益的機能の持続的発揮に配慮し、10年間隔で4回に分けて、原則として定性伐採（抜き伐り）を行う。 | 【収益】 | *（参考）長期計画* | *伐採面積（ha）* | *55* | *55* | *125* | *135* | *135* | ○ | 265% | 一部の事業地において、地元調整等に不測の時間を要したため、次年度へ継続となり、当年度の事業量が減少したこと等から、計画を下回る結果となった。<br>一方、伐採収益は、滋賀県木材流通センターと連携したニーズに合わせた木材の生産や、中間土場から販売先への直送や積み合わせによる物流コストの縮減など、有利な販売先の確保に努めるとともに、バイオマス需要や大型工場新設による素材価格の上げ基調も相まって、計画を上回る伐採収益を確保することができた。 | 主伐事業等が翌年度へ継続する可能性がある場合等に備え、代替となる事業地を確保し、計画的に事業を実施する。<br>また事業地の奥地化が進む中、事業量を確保するため、経済性を考慮しながら架線集材にも取り組むこととし、第4期中期計画に反映した。 |
| | | | | *木材生産量（千㎥）* | *10.9* | *10.9* | *23.1* | *24.9* | *24.9* | | | | |
| | | | | *伐採収益（百万円）* | *162* | *162* | *344* | *364* | *368* | | | | |
| | | | 計画 | 伐採面積（ha） | 42 | 40 | 42 | 36 | 52 | | | | |
| | | | | 木材生産量（千㎥） | 7.1 | 6.6 | 7.5 | 6.4 | 9.1 | | | | |
| | | | | 伐採収益（百万円） | 22 | 17 | 20 | 22 | **31** | | | | |
| | | | 実績 | 伐採面積（ha） | 36 | 36 | 49 | 48 | 42 | | | | |
| | | | | 木材生産量（千㎥） | 7.6 | 8.3 | 12.4 | 10.9 | 8.1 | | | | |
| | | | | 伐採収益（百万円） | 63 | 75 | 95 | 82 | **82** | | | | |
| ② モニタリング調査 | 伐採後の天然下種更新の状況を把握するため、1回目の伐採後、順次事業地のモニタリング調査を行う。 | 【公益的機能】 | 計画（箇所） | | 8 | 8 | 8 | 12 | 16 | ○ | 100% | 獣害防止ネットを設置した標準地と隣接する対照地を設定し、それぞれにおいて、下層植生調査と残存木の生長状況調査を実施した。 | |
| | | | 実績（箇所） | | 8 | 8 | 8 | 12 | 16 | | | | |

| 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ③ 分収育林事業 | 分収育林契約に基づき、伐採および収益の分収を行う。 | 【収益】 | 計画 | 伐採面積（ha） | 4 | － | 15 | － | 8.78 | ○ | 100% | 事業実施を予定していた契約地において、森林所有者との伐採協議等が難航し、想定以上の時間を要したため、いずれも年度内に完了できず、翌年度への継続となったが、6月末時点で両契約地とも現地作業を完了し、伐採収益は計画を上回る結果となった。 | |
| | | | 計画 | 木材生産量（㎥） | 364 | － | 863 | － | 537 | | | | |
| | | | 計画 | 伐採収益（百万円） | 1 | － | 4 | － | 1 | | | | |
| | | | 実績 | 伐採面積（ha） | － | 4 | 14 | － | 7.43 | | | | |
| | | | 実績 | 木材生産量（㎥） | － | 374 | 2,099 | － | 72 | | | | |
| | | | 実績 | 伐採収益（百万円） | － | 4 | 18 | － | 1 | | | | |
| ④ 木材流通センターと連携した販売割合 | 滋賀県木材流通センターと連携することにより、安定的な木材の供給を図り、木材需要者への有利販売を行う。 | 【収益】 | 計画（%） | | 75 | 75 | 80 | 80 | 80 | ○ | 121% | 有利販売には年間を通じた安定的な木材供給が必要なため、滋賀県木材流通センターと連携した販売に努めた。 | |
| | | | 実績（%） | | 70 | 94 | 93 | 95 | 97 | | | | |
| ⑤ びわ湖材証明の発行割合 | びわ湖材製品の流通拡大に向けて、木材市場や認定事業体等へびわ湖材を安定的に供給する。 | 【森林・林業】 | 計画（%） | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ○ | 100% | びわ湖材産地証明制度に基づき、公社材の産地、合法性を証明し、信頼性を担保するため、販売した木材全てにびわ湖材証明を発行した。 | |
| | | | 実績（%） | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | |

| 項目 | | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ⑥ | C材に特化した販売を行う事業地数 | 木質バイオマスなど再生可能エネルギーの普及に貢献するため、林地残材を含めたC材も積極的に供給する。 | 【森林・林業】 | 計画（箇所） | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | × | 0% | 現在の木材価格の動向を踏まえ、改めて現地精査と事業収支について再検討を行った結果、全ての事業地においてA材・B材を中心に搬出する方が収益性が高かった。そのため、C材を中心に搬出した事業地はなかった。<br>また、上記とは別に採算性を確保できる17の事業地においては、AB材を中心に搬出しつつC材も搬出し、収益の向上に貢献した。 | 対象事業地の森林の状況や木材価格の動向、再生可能エネルギーの普及に向けた社会的要請等を考慮し、AB材の搬出を中心としながらも、採算性を考慮したC材の搬出も検討する。 |
| | | | | 実績（箇所） | 3 | 1 | 2 | 3 | 0 | | | | |
| ⑦ | 木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数 | 林業事業体との連携強化を図り木材販売の基盤を整備するため、長期施業委託による木材の生産から販売までの業務委託に取り組む。 | 【収益】 | 計画（件） | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | × | 0% | 4事業地で、林業事業体に森林経営計画の策定から木材生産、補助金申請まで委託したが、協議の結果、木材販売については、収益性を考慮し、公社自らが行うこととした。 | 木材の生産から販売までの業務委託は、限られた職員体制の中で伐採事業を効率的に実施するための有効な取組の一つである。<br>しかし、木材販売価格の設定や契約金額等に課題もあることから、引き続き解決に向けて林業事業体と協議を進める。 |
| | | | | 実績（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

【評価の基準】 ○：計画を達成できた ×：計画を達成できなかった ー：評価対象外

## Ⅱ　木材の生産および販売に関する事項

### 大項目別評価

| 小項目の達成状況 | 評価 | 公社自己評価 |
|---|---|---|
| （達成できた項目）5項目 ／ 7項目（評価対象項目） | × | C材に特化した販売を行う事業地数、木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数の2項目については、計画を達成できなかった。しかし、これらは木材価格の動向を踏まえ、事業収支を再検討し、伐採収益の向上を意識して取り組んだものであり、その結果として、伐採収益を増加させることができた。<br>なお、伐採面積と木材生産量については、一部の事業地において、地元調整等に不測の時間を要したため、次年度へ継続となり、当年度の事業量が減少したこと等から、計画を達成できなかった。今後は早期の事業着手・完了や代替となる事業地を確保すること等により計画的な事業執行に努める。また事業地の奥地化に伴い、車両系搬出が可能な事業地が減少していくことから、安定的な事業量確保等のため、架線技術等の多様な搬出方法の導入にも積極的に取り組む。 |

【評価の基準】 〇：評価対象項目を全て達成できた　×：評価対象項目をひとつでも達成できなかった

| 評価委員会の意見 |
|---|
| 〇　計画が達成できなかった2項目について、いずれも計画策定時からの状況変化に対し、収益性を考慮して臨機応変に対応されたものであり、むしろ前向きに評価できる。 |

## Ⅲ　財務状況の改善に関する事項

小項目別評価

| 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ① 分収割合の変更 | 採算林について、公社の伐採収益を確保するため、分収造林契約の分収割合を「土地所有者40%:公社60%」から「土地所有者10%:公社90%」に変更する。 | 【収益】 | 計画（ha） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | ○ | 105% | 令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示したことで同意が得られた。 | ／ |
| | | | 実績（ha） | 314 | 286 | 234 | 221 | 158 | | | | |
| ② 不採算林の解約 | 森林の生育や路網整備等の状況から、将来にわたり明らかに伐採収益が見込めない森林の解約を行う。 | 【収益】 | 計画（ha） | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | ○ | 303% | 令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、解約前には環境林整備、解約後も森林組合等により森林整備が可能であることを丁寧に説明したことで同意が得られた。 | ／ |
| | | | 実績（ha） | 413 | 197 | 203 | 351 | 424 | | | | |
| ③ 契約期間の延長 | 長伐期に向けて分収造林契約の契約期間を50年から80年に変更する。 | 【収益】 | 計画（ha） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | ○ | 109% | 令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示したことで同意が得られた。 | ／ |
| | | | 実績（ha） | 245 | 80 | 226 | 18 | 163 | | | | |

| 項目 | | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ④ | 償還財源(分収造林事業) | 滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務について、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済する。 | 【収益】 | 計画<br>(百万円) | 18 | 14 | 17 | 18 | 25 | ○ | 288% | 伐採収益が大幅に計画を上回ったことで、償還財源を大幅に増加させることができた。 | |
| | | | | 実績<br>(百万円) | 53 | 64 | 123 | 69 | 72 | | | | |
| ⑤ | 償還財源(分収育林事業) | 滋賀県に対する長期借入債務について、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済する。 | 【収益】 | 計画<br>(百万円) | 0 | ― | 1 | ― | 0 | ○ | ※<br>100% | 事業実施を予定していた契約地において、森林所有者との伐採協議等が難航し、想定以上の時間を要したため、いずれも年度内に完了できず、翌年度への継続となったが、6月末時点で両契約地とも現地作業を完了し、伐採収益は計画を上回る結果となった。<br><br>※7万円(実績)÷7万円(計画)×100 | |
| | | | | 実績<br>(百万円) | ― | 1 | 3 | ― | 0 | | | | |

【評価の基準】 ○:計画を達成できた ×:計画を達成できなかった ―:評価対象外

## Ⅲ　財務状況の改善に関する事項

### 大項目別評価

| 小項目の達成状況 | 評価 | 公社自己評価 |
|---|---|---|
| （達成できた項目）5項目 ／ 5項目（評価対象項目） | ○ | 分収割合の変更等については、時間をかけて交渉を続けてきた結果として計画を達成することができた。しかし、同意いただけていない方がまだ数多く残っていることから、引き続き粘り強く交渉を行う。 |

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた　×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

| 評価委員会の意見 |
|---|
| ○　分収割合の変更等について、目標が達成できたのは公社が時間をかけて交渉を行ってきた結果であり、評価したい。 |

## Ⅳ 組織体制の改善に関する事項

小項目別評価

| 項目 | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ① 技術研修等の実施 | 技術研修等の実施により、効率的な路網の配置や木材の造材・仕分けなど、木材の生産・販売に関する知識・技術を習得するとともに、公社の持つこれまでの情報・経験を継承し、職員の資質の向上を図る。 | 【森林・林業】 | 計画（回） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | ○ | 133% | 有利販売促進のため、選木・造材研修や木材市場の視察を実施し、売先の需要に応えることのできる人材の育成に努めた。<br>また、森林クラウド等のICT技術研修や架線集材の現地検討会等に参加し、今後の事業推進に資する技能と知見の蓄積に努めた。 | |
| | | | 実績（回） | 12 | 11 | 9 | 8 | 8 | | | | |

【評価の基準】 ○：計画を達成できた ×：計画を達成できなかった －：評価対象外

## Ⅳ　組織体制の改善に関する事項

### 大項目別評価

| 小項目の達成状況 | 評価 | 公社自己評価 |
| --- | --- | --- |
| （達成できた項目）1項目 ／ 1項目（評価対象項目） | ○ | 木材の造材・仕分けなど、木材の生産・販売に関する知識や技術の習得、ICT分野に精通した人材の育成が必要なため、職員向けの技術研修の実施に努めた。また、今後の生産現場で重要性が高まる架線集材についても、最新の技術動向等に関する知見を広め、第４期計画期間を見据えた視野の拡大に努めた。<br>今後の公社の健全経営のためにも、引き続き技術研修の実施に加え、情報や経験の継承に取り組むことで、より一層の職員の育成を図るとともに、地域林業の牽引役としての役割を果たすよう努める。 |

【評価の基準】 ○：評価対象項目を全て達成できた　×：評価対象項目をひとつでも達成できなかった

| 評価委員会の意見 |
| --- |
| ○　目標を上回る達成割合であり、評価したい。 |

## Ⅴ その他経営の改善に関し必要な事項

小項目別評価

| 項目 | | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ① | 公社林における$CO_2$吸収認証量 | 公社林の環境に対する貢献度の見える化を図るため、滋賀県森林$CO_2$吸収量認証制度に基づき認証を受ける。 | 【公益的機能】 | 計画（t-$CO_2$） | 300 | 750 | 750 | 800 | 775 | ○ | 158% | 滋賀県森林$CO_2$吸収量認証制度に基づき、令和6年度に実施した森林整備や木材生産の実績に対し認証を受けた。 | |
| | | | | 実績（t-$CO_2$） | 292 | 1,081 | 1,117 | 1,080 | 1226 | | | | |
| ② | 企業等と連携した森林づくりの取組数 | 琵琶湖・淀川の水源林等としての役割について理解の醸成を図るため、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）制度等を活用し、企業等と連携した森林づくりに取り組む。 | 【公益的機能】 | 計画（件）【累計】 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ○ | 100% | 琵琶湖森林づくりパートナー協定を締結している2者から受領した森林づくり費用を活用し、保育間伐等を実施するとともに、協定先のダイダン株式会社大阪本社に対しては、社員等を対象とした森林保全活動を実施した。<br>その他、県民等を対象とした森づくりイベントや、企業等との新たな関係構築を試みるフォーラムへ参加・参画した。 | |
| | | | | 実績（件）【累計】 | 3 | 4 | 7 | 7 | 7 | | | | |

| 項目 | | 目的と内容 | 寄与する分野 | 年度別計画と実施状況 | | | | | | 評価 | 達成率 | 要因分析 | 対応策 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
| ③ | Jークレジット認証量 | 公社林の環境への貢献として、脱炭素に取り組む企業との連携を進めるため、Jークレジットの認証を受ける。 | 【公益的機能】 | 計画（t-$CO_2$） | 300 | 300 | 600 | 600 | 600 | ○ | 387% | 令和6年度申請分1,396t-$CO_2$及び令和7年度申請分997t-$CO_2$が認証された。<br>また、企業等10者に対して計341t-$CO_2$のクレジットを販売し、3,633千円の収益を上げるとともに、公社による環境貢献への取組を広くPRした。 | |
| | | | | 実績（t-$CO_2$） | 312 | 305 | 727 | 0 | 2323 | | | | |

【評価の基準】 ○：計画を達成できた　×：計画を達成できなかった　ー：評価対象外

## Ⅴ　その他経営の改善に関し必要な事項

### 大項目別評価

| 小項目の達成状況 | 評価 | 公社自己評価 |
| --- | --- | --- |
| （達成できた項目）3項目 ／ 3項目（評価対象項目） | ○ | 公社林における$CO_2$吸収認証量、企業等と連携した森林づくりの取組数、Jークレジット認証量の全てで計画を達成できた。<br>引き続き、各取組を通じて公社林が果たしている公益的機能を見える化し、公社林の社会貢献度を発信することで、公社事業に対する更なる理解の醸成を図る。 |

【評価の基準】 ○：評価対象項目を全て達成できた　×：評価対象項目をひとつでも達成できなかった

| 評価委員会の意見 |
| --- |
| ○　目標を上回る達成割合であり、評価したい。 |

## 全体評価

1　経営評価の考え方
・「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を経営理念に掲げ、令和３年３月に第３期中期計画を策定し、①公益的機能の持続的発揮のための新たな方針に基づく森林整備の推進、②森林資源の有効活用に資する木材の生産と販売の推進、③伐期を見据えた集中的な分収造林契約の変更等の推進の３つを重点事項として経営改善に取り組んだ。
・令和８年度は第４期中期計画の初年度となることから、これまでの取組をしっかりと評価し、今後の目標達成に向けた取組につなげていくことが重要である。
・併せて、県による分収造林事業のあり方の方針に基づき、事業収束に向けた取組を進めていく必要がある。

2　経営評価結果および課題
・経営評価における小項目ごとの評価については、24項目中19項目で計画を達成できた。また、大項目ごとの評価については、５項目中３項目で評価対象項目を達成できた。
・森林整備に関する事項については、８項目中5項目で計画を達成できたが、「環境林整備」、「病害虫獣防除」等の項目について、計画を達成できなかった。
・木材の生産および販売に関する事項については、7項目中2項目で計画を達成できなかったが、最も重要な「伐採収益」の項目については、計画を大幅に上回り達成できた。
・財務状況の改善に関する事項については、５項目中5項目で計画を全て達成できた。
・これらについては、経営改善の成否を左右する重要な項目であることから、なお一層の工夫と努力を重ねる。

3　今後の取組
・森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。
・契約の更改については、第４期中期計画期間中に契約期限を迎える土地所有者に対して、契約延長等の交渉を集中的に行う。
・木材の生産については、公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、架線による搬出の実施、A材・B材に加え小径材や獣害被害木等の林地残材の積極的な搬出等により、年間を通じた安定的な生産に努める。また、担い手対策として、林業事業体が計画的に事業に参画できるよう木材生産情報を早期に提供する。
・木材の販売については、滋賀県木材流通センターと連携し、価格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、収益性の高い販売に努める。
・第4期中期計画期間中に伐期を迎える事業地では、必要に応じて長伐期化を見据えた間伐を実施するとともに、架線系搬出技術を導入し、事業者の持つ技術の向上や承継に努める。
・これらを推進するため、公社の組織体制の強化を図るとともに、公社職員はもとより林業事業体も含めた人材育成に取り組み、地域林業の牽引役としての役割を果たしていく。
・第4期中期計画期間の初年度を迎えるにあたり、計画達成に向けて全力で取り組みつつ、県による分収造林事業のあり方の方針に基づき、事業収束に向けた取組を進める。

| 大項目 | 評価 | 小項目の達成状況 | | | | | 評価対象外項目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 達成できた項目 | | ／ | 評価対象項目 | | |
| Ⅰ　森林整備に関する事項 | × | 5 | 項目 | ／ | 8 | 項目 | |
| Ⅱ　木材の生産および販売に関する事項 | × | 5 | 項目 | ／ | 7 | 項目 | |
| Ⅲ　財務状況の改善に関する事項 | ○ | 5 | 項目 | ／ | 5 | 項目 | |
| Ⅳ　組織体制の改善に関する事項 | ○ | 1 | 項目 | ／ | 1 | 項目 | |
| Ⅴ　その他経営の改善に関し必要な事項 | ○ | 3 | 項目 | ／ | 3 | 項目 | |
| 計 | | 19 | 項目 | ／ | 24 | 項目 | |

【評価の基準】 ○：評価対象項目を全て達成できた　×：評価対象項目をひとつでも達成できなかった

（参考）分野ごとの小項目の達成状況

| 分野 | 小項目の達成状況 | | | | | 評価対象外項目 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | 達成できた項目 | | ／ | 評価対象項目 | | |
| 公益的機能の発揮 | 9 | 項目 | ／ | 10 | 項目 | |
| 収益の確保・向上 | 8 | 項目 | ／ | 11 | 項目 | |
| 滋賀県の森林・林業への貢献 | 2 | 項目 | ／ | 3 | 項目 | |
| 計 | 19 | 項目 | ／ | 24 | 項目 | |

| 評価委員会の意見 |
| --- |
| ○　評価が一部×の項目もあるが、これは計画策定時からの状況変化に対し、木材の収益性を考慮して臨機応変に取り組まれた結果であり、前向きに評価できる。<br>○　環境林整備については、獣害等による被害の結果として針広混交林化が進み、結果として作業の必要性がなくなったものであるため、特に問題はない。 |